

## 特定不妊治療助成制度について

**特定不妊治療**とは、体外受精及び顕微授精の事を言います。人工授精は含まれません。

この制度は健康保険の適用のない高額な医療費の一部が自治体から助成される制度です。

助成される金額は治療1回につき10万円が限度です。( \*今年度に限り1回の治療につき15万円まで助成されることになりました。) 年2回(4月～翌年3月)の申請ができます。

(練馬区にお住まいの方は、区の制度として東京都の申請が受理されれば、更に助成金を申請することができます。(1回につき5万円が限度。年2回まで))



**自己申請なので対象者は忘れずに申請されることをお勧めします。**

### 対象者は？

お子さんが欲しいと望んでいるにもかかわらず、お子さんに恵まれないご夫婦で、特定不妊治療を受けた方です。その他、所得制限もあります。お住まいの自治体によって要件が違いますのでパンフレットをご確認下さい。

### 治療の範囲は？

採卵又は移植に入る最初の来院日から妊娠判定の診察の日(又は治療を中止した日)までが1回の治療です。妊娠判定の日又は治療を中止した時点で申請できます。

採卵や移植前に治療中止した場合は助成対象外です。



### 申請期限は？

各自治体によって異なりますのでお住まいの自治体のパンフレットを確認して下さい。

特に年度末にかかる治療は期限が限られているので早めに申請される事をお勧めします。

### 申請の流れは？

体外受精、顕微授精の治療を開始したら必要書類を揃えましょう。(パンフレット参照) クリニックに特定不妊治療費助成事業受診等証明書を預けましょう。(預けるタイミングは治療に入ったらいつでも構いません。治療の終了後でも構いませんが、申請期限を確認しましょう。)

お渡しは、お預かり後1ヵ月半程かかる場合があります。余裕をもってお預け下さい。

申請方法は郵送や窓口申請等、自治体によって異なります。



### 証明書の料金と入手方法は？

1通¥5250です。お渡しの際にいただきます。

東京都の証明書及び申請書は当院にございます。お住まいの保健所、保健センターまたは、ホームページからも入手できます。

練馬区、埼玉県の証明書及び申請書は当院にはございません。お住まいの保健所、分室またはホームページから入手できます。



## お問合せ先

### 東京都

東京都福祉保健局少子社会対策部子ども医療課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 03-5320-4375

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kodomo/kosodate/josei/funin/index.html>



### 練馬区

練馬区役所 東庁舎6階練馬区保健所健康推進課

〒176-8501 東京都練馬区豊玉北6-12-1 03-3993-1111

[http://www.city.nerima.tokyo.jp/hokenjo/03\\_ninpu/03-05\\_funin\\_jyosei.html](http://www.city.nerima.tokyo.jp/hokenjo/03_ninpu/03-05_funin_jyosei.html)

### 埼玉県

埼玉県保健医療部健康づくり支援課母子保健担当

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1 048-830-3561

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A04/BT00/funinchiryo/seidonoannai.html>



担当 : 事務部 松田 入倉